

(2016 年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議資料)

ひかり協会の救済事業と行政協力について

2017 年 1 月 26 日

I 森永ひ素ミルク中毒被害者の現状と救済事業について**1. ひかり協会の対象者数（2016 年 12 月末現在）**

- 13,445 名（内 飲用認定 1,077 名）
対象者の大半は、1954 年、1955 年(S29、30)生まれです。
- 連絡方法は、被害者の希望にしたがって、次のように決めています。

アンケート区分	内 容	人 数
アンケート①	協会との連絡を常時希望する	5,565
アンケート②	本人または親族より要請のあった場合連絡する	2,938
アンケート③	一切の連絡を必要としない	1,644
アンケート④	住所不明	1,970
アンケート⑤	協会との連絡希望調査に無回答	0
アンケート⑥	死 亡	1,328

2. ひかり協会の救済事業**(1) ひかり協会の救済事業と機構**

2014 年度から次の事業と機構で運営しています。決定にあたっては、三者で確認しました。

- 改正した「40 歳以降の被害者救済事業のあり方」に基づく事業の実施
- 「第二次 10 カ年計画（2011～2020 年度）」に基づく 2 つの年次計画の実施
- 協会事務局の機構改革「ブロック制」（1999 年度～）に基づき全国 7 地区センター事務所、5 出張所に統廃合

(2) 2 つの重点事業**① 自主的健康管理の援助事業****ア. ひかり協会との連絡を常時希望する被害者の健康問題の特徴**

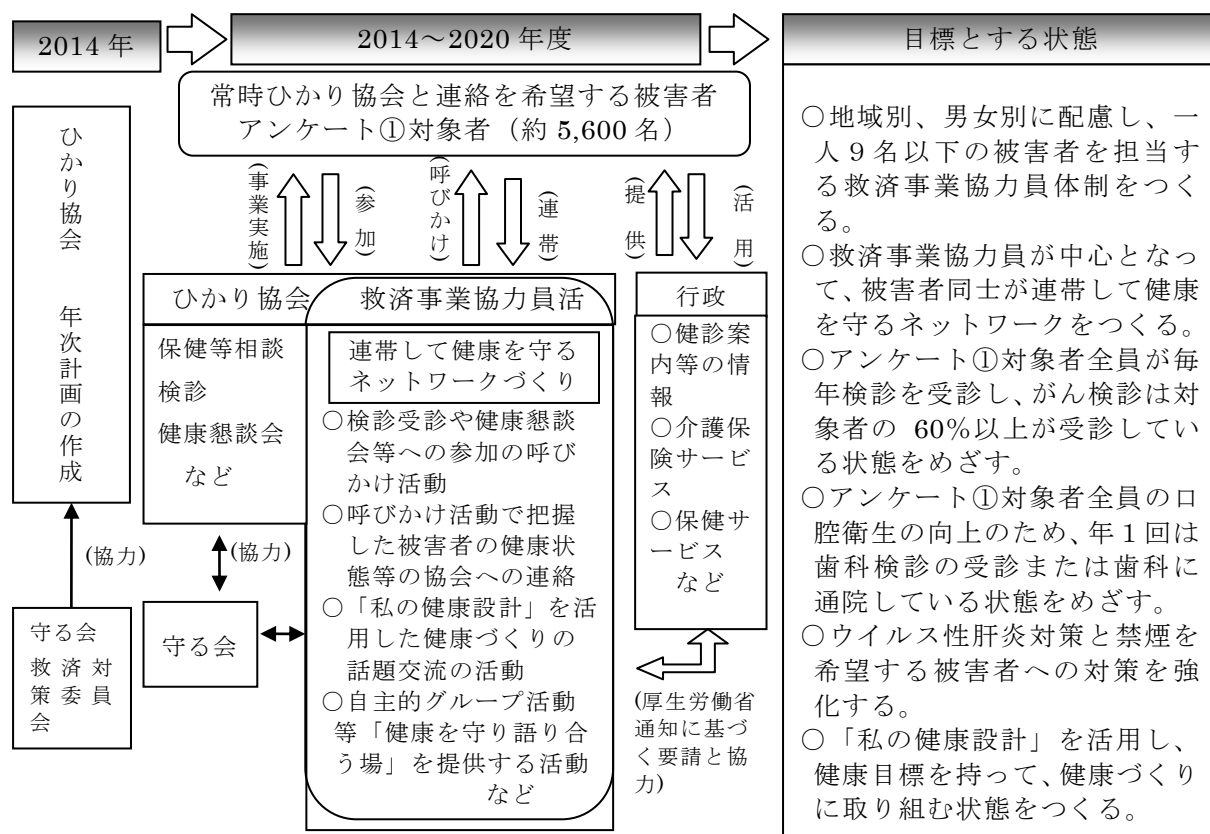
- ひかり協会との連絡を常時希望する被害者群を対象とした 1982 年から連続して実施している死亡者調査では、1982 年から 10 年間は同世代の日本国民に比べて死亡率が高く、その後次第に日本国民の死亡率に近づいています。
- ひ素中毒に特有の皮膚変化である点状白斑、角化症をもつ被害者が一部に存在します。角化症は、がんになる心配があります。
- 中毒時の輸血や中毒時以後の免疫力の低下によると考えられる慢性 C 型肝炎が多くみられます。

イ. これから必要な健康対策

- 60 歳代を迎えて生活習慣病の予防、悪化防止が重要になっています。
- ひ素は発がん物質のひとつであり、がん罹患については疫学調査等を継続し、被害者の健康状態の動向を追跡します。

- 被害者に肝炎・肝がんが多く、その要因として、輸血等の医療行為により、感染の機会が多かったことが考えられ、肝炎ウイルス検査の受診と肝炎ウイルス陽性者の専門医療機関での受診の勧奨に取り組んでいます。

ウ. 2020 年度までの年次計画



エ. 2015 年度の行政協力

次のことについて国や各自治体等から行政協力を得て事業を進めました。

- 保健師の保健指導、健康懇談会・救済事業協力員研修会議への講師派遣
- 自治体から特定健康診査やがん検診の実施日等の情報提供
- 肝炎ウイルス検査に関わる情報提供と受診勧奨
- 禁煙外来のある医療機関などの情報提供
- 厚生労働省通知の改正に基づく、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿に関わる周知及び管理
- 森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿に基づく、介護サービスの利用等に関する相談対応
- 厚生労働省通知に基づく、森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供の協力 など

オ. 2015 年度の実績結果

- 一人 9 名以下の被害者を担当する協力員体制をつくり、健康づくりの活動を進める取組

2015 年度は、協力員の委嘱目標を 704 名として取り組み、新たに 19 名委嘱し 672 名体制となりました。

○アンケート①対象者全員に連帯して健康を守るネットワークをつくる取組

協力員による「呼びかけ」活動の対象者を目標 4,543 名として取り組み、3,915 名に実施しました。(86% 実績/目標)。

○健康懇談会や自主的グループ活動を推進し、被害者が連帯して健康を守るネットワークをつくる取組

健康懇談会を 35 回（参加 379 名）、自主的グループ活動を 109 回（参加 315 名）開催するなど、連帯して健康を守るネットワークづくりに取り組みました。

○アンケート①対象者全員が毎年検診を受診し、がん検診は対象者の 60%以上が受診している状態をめざす取組

検診受診については、2014 年度の受診状況が 2015 年度末に確定しました。各項目に係る目標・実績は次のとおりです。

項 目		目 標 (名)	実 績 (名)	実施/目標
基礎検診		4,724	3,603	76%
が ん 検 診	肺	3,136	2,694	86%
	胃	2,871	2,324	81%
	大腸	2,905	2,447	84%
	乳	1,248	1,014	81%
	子宮	1,222	946	77%

○口腔衛生の向上のため、年 1 回歯科の検診や受診している状態をめざす取組

歯科に係る取組についても、2014 年度の受診状況が 2015 年度末に確定しました。

2014 年度は、歯科に年 1 回以上通院する対象者の目標を 2,785 名（内、検診 389 名）として取り組み、2,717 名（内、検診 337 名）が通院しました（97% 実施/目標）。

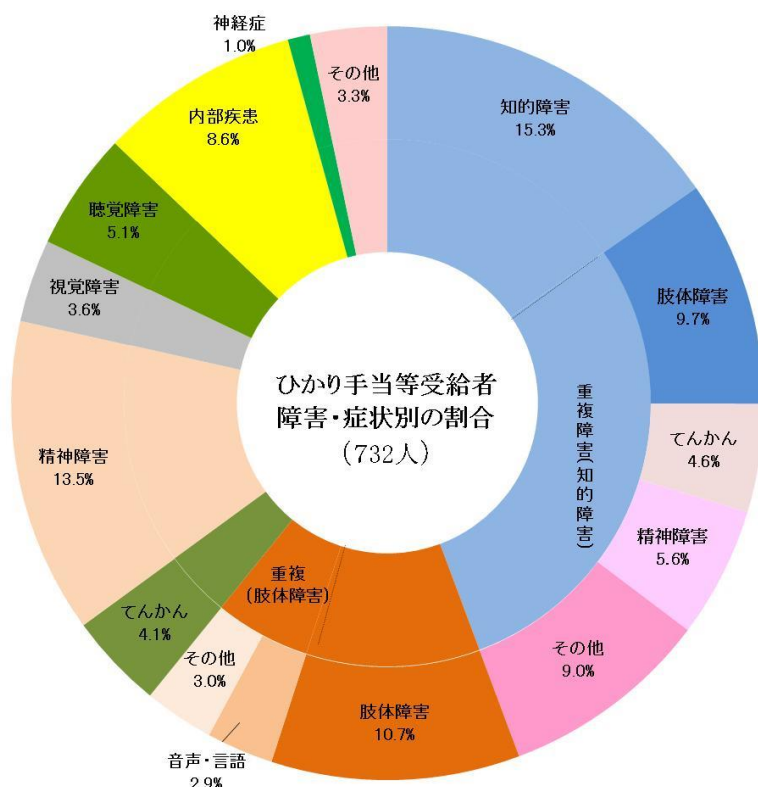
○ウイルス性肝炎対策と禁煙を希望する被害者に対策を強化する取組

2015 年度は、肝炎ウイルス検査受診者の目標を B 型 756 名、C 型 963 名として取り組み、新たに B 型 166 名、C 型 224 名が受診しました。2015 年度末での受診者は、B 型 5,018 名（アンケート①対象者の 89%）、C 型 4,872 名（アンケート①対象者の 87%）となりました。

B 型 C 型肝炎ウイルス陽性者（B 型：127 名 C 型：106 名）については、専門医療機関受診の目標を 189 名として取り組み、118 名が受診しました。

禁煙については、禁煙に取り組む対象者の目標を 78 名とし、47 名が取り組みました。

② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業 ア. 障害などの状況（2014年3月現在）



《障害》

- 中枢神経系障害（脳性まひ、知的障害、てんかん、精神障害等）が多く、障害も多様です。
- 知的障害が4割を占め、重複障害が1/3を占めていますが、近年、糖尿病等生活習慣病の重症化により、重複障害が増加しています。

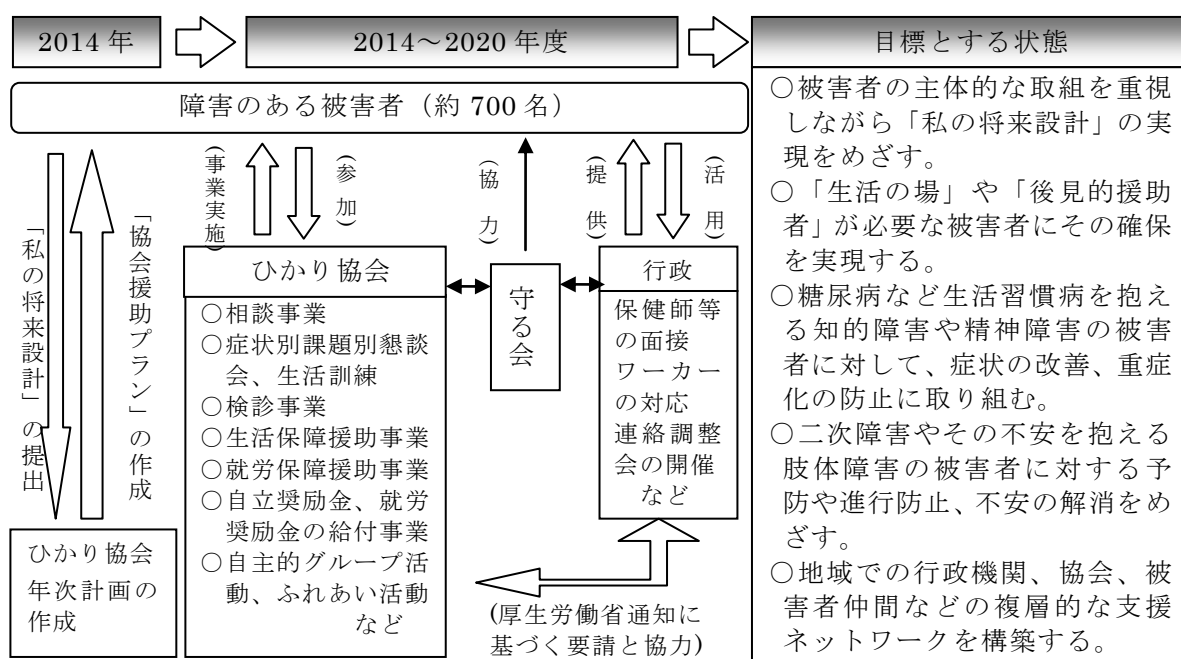
《介護体制》

- 親族の介護力の低下などから、ホームヘルプサービスの利用、あるいは施設入所やグループホーム入居などが必要な状況になっています。

イ. これから必要な将来設計の対策

- 親や兄弟などの親族との同居は対象者の4分の1を占め、同居者の健康悪化などから単身生活やグループホーム入居・施設入所など「生活の場」の確保が課題となっています。
- 後見的援助が必要な対象者約400名のうち、成年後見制度の利用は2割程度です。多くは親族による後見的援助ですが、親族の高齢化などから制度を利用した「後見的援助者」の確保が課題となっています。
- 知的・精神障害のある被害者は、加齢に伴い糖尿病などの生活習慣病が増加しています。障害のため日常の健康管理が難しい被害者の健康対策が重要となっています。
- 脳性まひなど肢体障害のある被害者の障害の重度化が進んでいます。二次障害の予防や進行防止などの対策が重要となっています。

ウ. 2020 年度までの年次計画

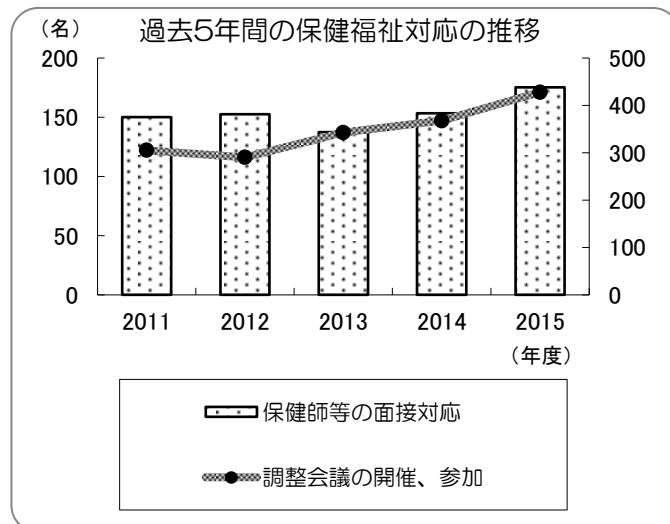


エ. 2015 年度の行政協力

○保健福祉サービス等の行政協力について

厚生労働省通知「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成 3 年 7 月 8 日衛食第 91 号、平成 25 年 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 1 号）に基づく行政協力

保健福祉サービス （単位：名）	2015 年度	
	要請	対応
保健師等の面接対応 調整会議の開催、参加	511 222	438 171



○円滑な施設入所等に向けた行政協力について

- ・厚生労働省通知「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」（平成 19 年 1 月 22 日食安企発 0122001 号 障障発 0122001 号、平成 25 年 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 2 号及び障障発 0227 第 2 号）に基づく行政協力

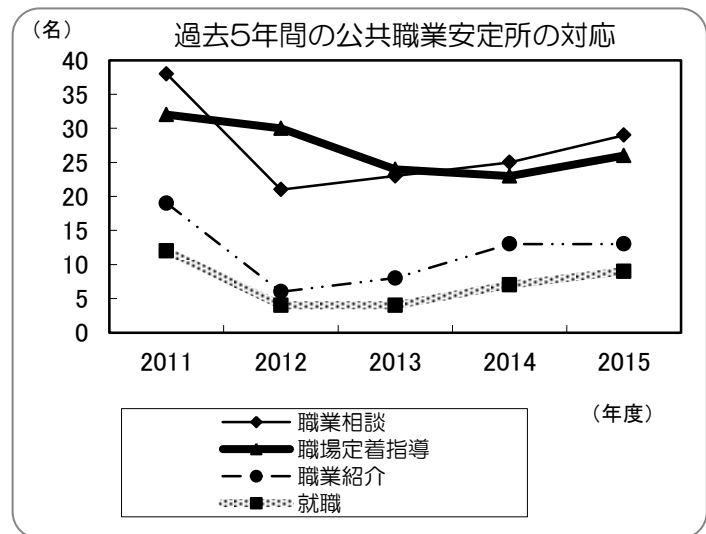
- ・厚生労働省通知「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成 25 年 2 月 27 日食安企発 0227 第 3 号 老高発 0227 第 1 号 老振発 0227 第 1 号 老老発第 0227 第 2 号) に基づく行政協力

⇒ 2015 年度 施設入所した者 2 名
 (障害者入所施設 1 名 特別養護老人ホーム 1 名)
 2015 年度 グループホーム等に入居した者 3 名 合計 5 名

○労働分野の行政協力について

労働省通知「(財) ひかり協会の実施する事業に対する協力について」(昭和 60 年 3 月 25 日障対発第 4 号) に基づく行政協力

雇用支援の サービス (単位：名)	2015 年度	
	要請	対応
職業相談	48	29
職場定着指導	27	26
職業紹介	27	13
就職	8	9



○ひかり協会が創設した「健康管理手当」の周知と生活保護制度における取扱いについての協力について

厚生労働省通知「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成 26 年 8 月 28 日食安企発 0828 第 2 号、平成 27 年 11 月 27 日改正 生食企発 1127 第 1 号) に基づく行政協力

オ. 2015 年度の取組結果

○「生活の場」や「後見的援助者」が必要な被害者にその確保を実現する取組

本人をはじめ親族の加齢に伴い生活の安定をめざすため、2020 年度までに新たな「生活の場」の確保をめざす対象者 55 名を重点対象者として引き続き取組を進めました。

2015 年度は、13 名が安心して暮らせる「生活の場」を確定しました。内、5 名は施設やグループホームへの入所・入居が実現しました。これにより、「生活の場」を確保した対象者は 16 名となりました。

同様に、2020 年度までに「後見的援助者」の確保をめざす対象者 55 名についても、重点対象者として引き続き取組を進めました。2015 年度は 9

名が後見的援助者を確定しました。内、4名は成年後見制度を活用しました。これにより、「後見的援助者」を確保した対象者は11名となりました。

○糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の被害者に対する症状の改善、重症化の防止の取組

糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の被害者150名を重点対象者として引き続き取組を進めました。

生活習慣病対策における主な支援ネットワークの連携・活用状況	
主治医との連携	108名
訪問看護等の活用	29名
保健師等の面接対応	122名
市町村の相談対応(保健師等除く)	66名
相談支援事業所や各種支援センターの対応	96名
ホームヘルパーの活用	72名
通所事業所の活用	69名

○二次障害やその不安を抱える肢体障害の被害者に対する予防や進行防止、不安の解消をめざす取組

既存障害に加え、そこからくる二次障害やその不安を抱える肢体障害の被害者135名を重点対象者として取組を進めました。

ひかり協会の協力専門家の理学療法士や作業療法士による訪問相談を37名に実施し、補装具の改善や生活環境の整備・改善を25名に行うなどの取組を進めました。

二次障害対策における主な支援ネットワークの連携・活用状況	
主治医との連携	63名
訪問看護等の活用	25名
保健師等の面接対応	77名
市町村の相談対応(保健師等除く)	42名
相談支援事業所や各種支援センターの対応	61名
ホームヘルパーの活用	50名
通所事業所の活用	34名

○地域での行政機関、協会、被害者仲間等の複層的な支援ネットワークを構築する取組

重点対象者を含め障害のある被害者の支援ネットワークを強化・構築するため、保健所をはじめ関係行政機関、地域の支援機関等によるネットワーク会議を181回開催しました。

また、「ふれあい活動」(被害者仲間による訪問活動)が60名の障害のある被害者に実施されました。

II ひかり協会の事業に対する行政協力促進のための要請事項

次の事項について協力を要請します。具体的な要請は、現地の事務所から行いますので、ひかり協会と連携しながら協力をお願いします。

1. 厚生労働省通知の周知と協力

次の厚生労働省からの通知等について、ひかり協会のパンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」も活用し、各種サービスの利用や取扱いが円滑に進むよう関係機関への周知をお願いします。

- ① ひかり協会の行う事業については、
「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成 3 年 7 月 8 日衛食第 91 号、平成 25 年 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 1 号)に基づき協力してください。
- ② 介護保険の施設への入所、在宅の介護サービスの利用等は、
「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成 25 年 2 月 27 日 食安企発 0227 第 3 号 老高発 0227 第 1 号 老振発 0227 第 1 号 老老発 0227 第 2 号)に基づいて協力してください。
- ③ 障害福祉施策の施設への入所、グループホームへの入居及びそのための事前対策等は、
 - 「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成 19 年 1 月 22 日 食安企発第 0122001 号 障障発 0122001 号、平成 25 年 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 2 号及び障障発 0227 第 2 号)
 - 「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成 28 年 9 月 26 日 生活衛生・食品安全企画情報課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課・高齢者支援課・振興課・老人保健課 発出の事務連絡)に基づいて協力してください。
- ④ ひかり協会が支給する「健康管理手当」(支給対象は生活保護受給者)の取扱いは、
「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成 26 年 8 月 28 日 食安企発 0828 第 2 号、平成 27 年 11 月 27 日改正 生食企発 1127 第 1 号)に基づいて協力してください。
- ⑤ ひかり協会との連絡を常時希望する被害者(アンケート①対象者)の住所調査については、
「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)」(平成 26 年 12 月 3 日 食安企発 1203 第 2 号)に基づいて協力してください。

2. 被害者の自主的健康管理を援助する取組に対する協力について

(1) 国保による特定健康診査・特定保健指導の情報提供等の協力

- ① 保険者による特定健康診査、特定保健指導の情報（年間日程、実施場所、健診内容など）を提供してください。
- ② 各自治体が実施しているがん検診の充実（マンモグラフィによる乳がん検診等）、及び特定健康診査とのセットで受診できるように、条件整備などを引き続き進めてください。
- ③ ひかり協会は、希望する被害者に健診後のフォローを実施しています。特定保健指導との連携や保健師による保健指導など引き続き協力してください。
- ④ 障害等のため配慮が必要な被害者には、協会が定める基礎検診・がん検診を検診協力病院で実施しています。検診協力病院の確保が必要な場合は、検診病院を紹介してください。

(2) 肝炎対策の情報提供

被害者の肝炎ウイルス検査の受診及び肝炎ウイルス陽性者を専門医療機関につないでいくことができるように情報提供等の協力をしてください。

併せて、肝炎ウイルス検査が受診しやすい体制をつくってください。

(3) ひかり協会の健康懇談会等への講師派遣の協力

被害者を対象にした健康づくりや予防の学習を目的に、健康懇談会や自主的グループ活動などを行っています。保健師や栄養士などの講師の派遣等を依頼した際は協力してください。

3. 障害のある被害者の将来設計実現を援助する取組に対する協力

(1) 障害者総合支援法の「サービス等利用計画」を作成担当する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員との連絡調整

障害者総合支援法の「サービス等利用計画」が、被害者の障害やニーズを適切に反映したものとなるようにしてください。その際には、ひかり協会発行のパンフレット「関係機関のみなさんへ」も活用して、指定特定相談支援事業者や相談支援専門員にひかり協会の事業について紹介をしてください。

(2) 適切な福祉サービスを活用するための協力

自立支援給付と介護保険制度の適用関係について、2015年2月18日の障害保健福祉部企画課・障害福祉課が発出した事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」に基づき、適切なサービスを活用できるよう協力してください。

(3) 円滑な施設入所等を進めるための協力

「施設入所・グループホーム入居のための行政協力要請対象者」について、円滑な施設入所のための事前対策（個別の事前協議、市町村の相談対応など、対象者個々に応じた入所までに必要な対応）が進むよう協力してください。

(4) 成年後見制度の活用促進のための協力

対象者によっては、市町村長による後見等開始の申し立てが必要な場合があります。ひかり協会から依頼があった場合は、関係機関への要請など必要な協力をしてください。

(5) 治療やリハビリの専門病院、専門医、理学療法士等の紹介

- ① 脳性まひなどの肢体障害の被害者が、手足のしびれや首・関節の痛みといった症状に悩んでいます。この悩みを解決するために、治療・リハビリの専門病院や専門医を紹介してください。
- ② ひかり協会としても専門医と連携して、生活環境や労働環境を改善するために、理学療法士等を確保し派遣する計画を立てています。理学療法士等の確保に協力してください。

(6) 糖尿病等の生活習慣病対策に向けた保健師訪問と連絡調整の協力

- ① 障害のために日常の健康管理が難しい知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病等の生活習慣病対策は、支援する関係者の系統的継続的な対応が重要になっています。保健師と主治医の連携や保健師による保健指導のもとに相談支援専門員や訪問看護、ホームヘルパーなどの関係者が連携できるように連絡調整を行ってください。
- ② 保健指導のため、保健師による定期的な訪問も行ってください。

(7) ネットワーク会議の開催と地域生活支援に係る保健師訪問の協力

- ① 対象者が作成した「私の将来設計」を実現し、維持していくために医療・保健・福祉など関係する機関や関係者のネットワーク会議を開催してください。
- ② 地域生活を支援するネットワークの要として重要な役割をもつ保健師の定期訪問に協力してください。

4. 「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用について

保健・医療・福祉・労働等について行政機関による総合的な協力を確保するため、引き続き「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に基づく保健所、職業安定所、市町村などの各行政機関に対する要請内容を作成していますので、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用について協力してください。

III 森永ひ素ミルク飲用者の認定について

森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領に基づき申請の受付・調査等への協力をお願いします。

2015年度 都道府県別 保健・福祉行政への要請及び対応の人数

* 要請・対応のない都道府県については記載していません

【単位:人】

都道府県	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等 との連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
栃木県	関東地区センター事務所	1	1														
東京都		1	1	1	1												
福井県	東近畿地区センター事務所	6	6					1	1	1	1	2	2	5	5	5	5
岐阜県		1	0														
静岡県		1	1									1	1	1	1	1	1
愛知県		4	4											1	1	1	1
三重県		2	1											2	1		
滋賀県		14	14	1	1	1	1	1	1	2	2	4	3	9	8	9	8
京都府		46	39	1	1	2	2	5	5	12	12	9	9	25	24	26	24
奈良県		11	12			1	1			5	5	6	6	10	10	11	10
大阪府		西近畿地区センター事務所	79	57	5	1			2	1	9	5	20	14	51	40	32
兵庫県	40		30	2	1	4	1	4	2	6	4	19	11	14	15	13	6
和歌山県	32		29	1	1			4	2	7	3	4	2	16	7	11	9
(東京都)								1	0			1	0	1	0		
鳥取県	東中国地区センター事務所	5	5					1	1	1	1			5	4	2	2
島根県		11	10	1	0	1	1			3	3	1	0	10	10	7	4
岡山県		59	51	3	0	3	1	3	2	15	9	18	8	40	28	36	25
広島県	西中国地区センター事務所	94	85	7	6	24	22	23	21	36	33	27	23	61	58	33	27
山口県		13	13	2	1	2	2	6	6	1	1	2	0	9	9	4	4
徳島県	四国地区センター事務所	15	12											2	2	4	3
香川県		20	19	2	1					1	0			6	6	7	6
愛媛県		13	11							1	1			14	12		
高知県		11	11					0	1	1	0			4	5	4	5
福岡県	九州地区センター事務所	16	13	4	1	4	4	2	2	6	5	4	4	8	9	7	7
佐賀県		2	1			1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
長崎県		4	3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1
熊本県		7	7	1	1	2	2	1	1	3	3			2	1	2	2
鹿児島県		3	2	0	1					3	2			3	3	3	3
	合 計	511	438	31	17	46	39	56	48	115	92	120	85	302	262	222	171

2014年度	保健師等		デイケア		訓練通所		施設等の紹介		ホームヘルプ		福祉ワーカー		関係機関		調整会議	
	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
	442	383	21	9	42	37	44	33	80	71	69	45	240	213	171	147

2015年度 政令市等別 保健・福祉行政への要請及び対応の人数

* 要請・対応のない市・区については記載していません

【単位：人】

指定都市 中核市 保健所政令市 特別区	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等 との連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
豊 島 区	関東地区センター事務所	1	1	1	1												
名 古 屋 市	東近畿地区センター事務所	1	1														
大 津 市		1	1									1	0				
京 都 市		24	21					1	1	7	7	8	8	6	6	10	9
大 阪 市	西近畿地区センター事務所	30	24					1	0	3	1	6	4	18	15	11	4
堺 市		6	5							1	1	2	2	4	4	2	1
東 大 阪 市		9	6							2	1	3	2	5	3	3	2
高 槻 市		3	2	1	1							1	0	2	1	1	1
豊 中 市		6	2											2	1	1	1
枚 方 市		6	4									1	1	4	3	3	2
神 戸 市		10	10					1	1	2	1	4	2	2	2	1	0
姫 路 市		6	5	1	0	1	1					2	2	3	2	3	1
尼 崎 市		5	5	1	1	1	0	1	0	1	1	3	0	2	2	2	2
和 歌 山 市		6	6					1	1	2	1	3	1	2	1	2	2
(練 馬 区)								1	0			1	0	1	0		
岡 山 市	東中国地区センター事務所	26	25			2	1	1	1	6	4	11	5	14	11	18	13
倉 敷 市		15	12	1	0	1	0	2	1	5	2	4	2	11	5	9	5
広 島 市	西中国地区センター事務所	39	37	3	3	10	9	9	8	17	16	12	10	20	19	11	7
福 山 市		9	6	1	0	2	1	4	3	3	2	2	0	8	7	5	4
呉 市		5	5	2	2	2	2	3	3	4	4	2	2	3	3	2	2
高 松 市	四国地区センター事務所	9	8							1	0			1	1	3	3
高 知 市		7	7							1	0			1	1	3	3
福 岡 市	九州地区センター事務所	1	1			1	1							1	1	1	1
北 九 州 市		5	4	2	1					4	3	2	2	2	2	2	2
大 牟 田 市		2	1														
長 崎 市		1	1													1	0
佐 世 保 市		2	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊 本 市		1	1			1	1			1	1						
	合 計	236	202	13	9	22	17	26	20	61	46	69	44	113	91	95	66

2014年度	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等 参加等		訓練通所		施設等の紹介		ホームヘルプ		福祉ワーカー		関係機関		調整会議	
	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
	183	166	10	7	19	17	20	13	42	39	43	27	95	78	65	51